



あやせ

主な記事

- ②笠間市長3期目就任のごあいさつ
- ③健康だより・相談日程
- ④平和・人権映画会・あやせっ子平和学習報告会の開催
- ⑤厚木基地に関する要望書提出



住宅リフォーム助成 制度が始まります

問 建築課 ☎70・5632



改修前



改修後



改修前



改修後

写真は一例です

対象となる工事一覧(例)

浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム
給排水衛生設備工事
換気設備工事
電気設備工事
ガス設備工事
オール電化住宅工事
屋根のふき替え、塗装、防水工事
外壁の張り替えや塗装工事
部屋の間仕切の変更工事
床、壁、窓、天井や屋根の断熱改修工事
床材、内壁材や天井材の張り替えや塗装などの内装工事
襖紙・障子紙の張り替えや畳の取り換え(表・裏返し含む)
雨どいなどの取り換えや修理
建具や閉口部の取り換えや新設工事
造り付け収納家具(造作大工工事が伴うもの)
他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事
バリアフリー改修(※)
耐震改修工事(※)
太陽光発電設備の設置工事(※)
住宅防音工事(※)

※他の助成制度を利用している箇所は対象外

対象とならない工事一覧(例)

床面積が変更となる工事(増築やサンルームの設置など)
外周関係の工事(門扉、フェンス、ブロック塀、生垣など)
車庫、物置、倉庫などの工事
下水道、浄化槽(合併処理含む)工事
電話・インターネット回線工事
電化製品、給湯器などを申請者自身が購入した設置費用
ハウスクリーニング、害虫駆除
解体工事
防犯カメラ・ライトの設置

地域経済の活性化と、市民の居住環境の向上を目的とした、住宅リフォーム助成制度の申請を受け付けます。

◆対象要件
市内在住で、住民登録のある人が所有し、自ら居住している住宅(共同住宅は専有部分、併用住宅は住居部分)で、次の項目全てに該当。

- ①市税を滞納していない
- ②市内に本店・本社がある業者が行う工事
- ③市が実施する他の助成制度や南関東防衛局が行う住宅防音工事と同じ箇所でない
- ④着工予定の工事(着工済みは対象外)
- ⑤平成25年3月31日までに工事が完了
- ⑥工事費用が20万円以上(税抜き)

◆助成額 10万円(1回限り)

◆申請書類
①助成金交付申請書(建築課か市のホームページから)

②住宅リフォーム見積書の写し(業者名、所在地、電話番号の記載と押印があるもの)

③住宅の現況写真(施工前の住宅全景や工事箇所など)

④その他市長が必要と認めるもの

◆申請期間
9月3日～18日(土・日・祝日、祝日除く) 8時30分～17時(12時15分～13時は除く)、建築課へ直接。

◆その他
①対象工事は、表を参考にしてください
②一業者の申請枠は10件までです。業者に見積もりを依頼する際、確認してください
③申請は共有・個人所有を問わず一棟につき一回限り
※詳しくは市ホームページを見てください

8月25日(土)11時から



第35回綾瀬いきいき祭り開催!

商工会青年部花火大会も同日開催(19時30分打ち上げ開始)

詳しくは8月15日号か市ホームページを見てください。

問 同祭り実行委員会事務局 ☎70・5661

問 商工会青年部 ☎78・0606

駐車場に限りがあるため公共交通機関を利用してください

